

## 令和3年第3回始良市教育委員会定例会

令和3年3月12日（金）

開会 9時57分

閉会 11時5分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

### 1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

### 2 教育委員会事務局の出席者

北野次長兼教育総務課長 前田次長兼学校教育課長 塚田次長兼保健体育課長  
原口社会教育課長兼図書館事務局長 別府国体推進課長

### 3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第4号	始良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第5号	始良市学校教職員住宅管理規則の全部を改正する規則に関する件	可決
議案第6号	始良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第7号	始良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第8号	加治木町教育委員会所管に係る補助金交付要綱を廃止する告示に関する件	可決
議案第9号	令和2年度始良市一般会計補正予算（第12号）（教育費）に関する件	可決

### 4 議事録

教育部次長

皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第3回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議案は、6件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。それでは、これ以降の議事進行につきましては、小

倉教育長にお願いいたします。

教育長            それでは、会議に入ります。本会議は、公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員                はい。

教育長            異議なしと認めます。よって、本日の会議は、公開することとします。日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。前回会議の議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。

全員                はい。

教育長            はい。それでは、前回議事録は、承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様方から、何かご報告はございませんでしょうか。

委員                はい。おはようございます。2月28日に生涯学習フェアが行われ、出席いたしました。西浦小学校の少年消防クラブの発表会、消防職員からの訓練指導を受けて、その成果を出初め式や運動会で、きびきびとした子ども達の様子を披露していることなどの発表がありました。文化講演では、西村徳文さんの講演があり、質問等もたくさんあり、とても盛況だったと思います。今年度は、コロナ禍において講演等もしていただきました。十分に配慮された準備をしていただき開催されたこと、ご苦労もあったと思いますが、とても有難いことでした。ありがとうございました。以上です。

教育長            他にございませんか。

委員                はい。2月21日の日曜日に始良市立少年少女合唱団の定期演奏会に出席してまいりました。団員全員揃ってはいませんでした。が、小学校2年生から中学生くらいまでの団員の揃った澄んだきれいな歌声を聞かせていただきました。指導にあたられている先生方も4名おいでくださって、先生方のピアノの演奏も聴かせていただきまして、とても素敵な心に残る時間になりました。また、来年度の活動も期待したいと思います。以上です。

教育長            今、生涯学習フェアの話がありましたけれども、昨年2月23日に行いました生涯学習フェアでの森永卓郎さんの講演、あれが最後でしたね。大きなイベントとしてはですね。今回も実施するにあたり、結構躊躇したところも

ありましたけれども、今年1月10日の成人式もそうですが、このタイミングを失してほかの時期にやるのもどうかという思いから、実施しました。特段何の問題もありませんでした。生涯学習フェアは、講師が問題なのです。例えば、事務所等のルートを通して東京方面から来ていただくと、安価でも50万、80万から100万円です。もし、キャンセルとなったら全額支払わないといけません。だから、余程慎重にあたらないといけません。これでコロナが蔓延でもしたら大変なことになりますから。西村さんは、これまで野球フェスなどでお出でいただいていたものですから、今回の講師として来ていただくということになりました。それから、始良市少年少女合唱団もコロナ禍で例年に比べますと団員が半分になってしまいました。やはり20名程度団員がいないと大きな声が出ないということになります。令和3年度は、団員数を増やしたいと思います。それでは、私の方からは、3月に入りまして、来週には中学校の卒業式があります。中学校・幼稚園・小学校と続くわけです。昨年同様の規模縮小で、おじいちゃん、おばあちゃん方の参加はご遠慮いただいて、保護者のみということ。始良市の場合、地域の方々もたくさん来賓でお見えになるわけですが、こちらもご遠慮いただいて、教育委員の皆様とPTA会長ぐらいです。祝辞も校長、PTA会長ぐらいで、1時間程度で終わるようになっていきます。委員の皆様にはご出席いただきますが、今年も卒業式・入学式では、特に壇上に上がって告辞を読むということもないというふうにお考え下さい。よろしく願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思いますが、議案が第4号から9号までありますが、大部分が規則改正でございますので、ご協議いただきたいと思います。日程第3議案第4号「始良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) はい。日程第3議案第4号「始良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則の一部を改正する規則に関する件」につきまして、ご説明いたします。改正理由につきましては、3頁をお開きください。こちらに掲載しております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成27年4月1日に改正されております。本市で定めております「始良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則」の中で、この法律を引用している条文におきまして、条番号の変更等により条ズレが起こっております。その箇所につきまして所要の整理を行うためのものがございます。2頁の新旧対照表をご覧ください。3箇所の条ズレを現行法律の条番号に改める措置をするものがございます。この規則につきましては、新しい教育委員会体制となりました、平成30年5月に一旦見直しておりますが、その際に条ズレの部分を漏らしていたものようござい

ます。以上で説明を終わります。

教育長

平成 27 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がありまして、例えば教育委員会制度では、教育長の任期がそれまで 4 年でしたが、改正後は 3 年になりました。今は 43 市町村の全ての教育長の任期は 3 年となっています。平成 30 年の改正時に条ずれの部分が漏れていたということです。何かご質疑ございませんでしょうか。

なければ異議なしと認めて、お諮りいたします。議案第 4 号「始良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則の一部を改正する規則に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。議案第 4 号「始良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則の一部を改正する規則に関する件」については、可決されました。

次に、日程第 4 議案第 5 号「始良市学校教職委員住宅管理規則の全部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) はい。日程第 4 号議案第 5 号「始良市学校教職員住宅管理規則の全部を改正する規則に関する件」について、ご説明いたします。改正理由としましては、現在、管理規則の運用につきまして、入居資格等も曖昧で現状にそぐわない条項もございます。今後の運用を考えまして、今回規則の全部改正を行うところでございます。全部改正のために新旧対照表はございませんが、5 頁から 10 頁が改正案となっております。11 頁から 14 頁が現行の規則となっております。まず 5 頁をご覧ください。主な改正内容としましては、第 3 条で管理者をこれまで市長としていたところを教育委員会としています。第 4 条におきまして「教職員住宅に入居できるものは、始良市立学校に勤務する校長及び教頭並びに当該管理職の教職員と生計を一にする者とする。」など入居資格を明確にしております。その他、入居から退去までの手続につきまして、書面での手続が適正に行われるよう規定しまして、8 頁の様式第 1 号「教職員住居入居申込書」から 10 頁の様式第 6 号の「教職員住居退去届」を新たに設けたところでございます。次に 14 頁をご覧ください。県下 19 市の教職員住宅の管理規則の内容を調査した表でございます。保証人の欄をご覧ください。これまでの規則第 4 条で、始良市は市内在住の方を保証人として立てるようになっておりました。ですが、ご覧のとおり県下 19 市で保証人を必要としているところは、始良市を含めて 3

市しかございません。また、入居される方としましては、校長先生、教頭先生で、これまで特に保証人に何かお願いしなければならないという案件も出ておりませんので、今回、保証人を不要とし、第7条において8頁の右側の誓約書を提出してもらうこととしております。あと資料12頁をご覧ください。別表としまして、管理規則中の教職員住宅の一覧表になります。柁城小学校校長住宅からございますが、表の下の方になりますが、蒲生町の住宅につきまして8棟ございますが、高山教職員住宅とか、教職員住宅1号など、地名であったり、番号で表記されていたりしました。この表記ですと、どの住宅を指しているのか分かりにくいこともありましたので、始良・加治木地区に揃えて、今回の改正に合わせまして、校長住宅、教頭住宅と変更するものでございます。変更案が7頁の表になっております。以上で説明を終わります。

教育長 事務局より説明がなされましたけれども、質疑はございませんか。

委員 今、規則の全部を改正するという趣旨については理解できました。現実問題として、築年数を見ても相当差があるようです。中山間地域の小規模校は、ずっと残していかなければならないのですが、中山間地域以外の地区は、だんだん古くなったら取り壊していくという話も聞きました。しかしながらこうみますと、小規模校の学校で築年数が古いのが結構あるようですが、今後、大規模な改修が必要になったり、あるいは建て替えとか、そのような見通しがあるのでしょうか。

事務局 (教育総務課長) 今ありましたように、小規模校については、今後新たに更新をかけていく予定でございます。今年度も予算要求を行いました、予算確保に至りませんでした。ですが、少しずつ補修をしながら、随時予算要求を行いまして、更新をかけていく、新たに造り直していくという形で考えております。

教育長 特認校の地区は住宅を造っていかないと、その周辺で借家を探そうにもない状況です。町場の方は、空き家が結構多いので借りていただく。もうひとつは、結構始良市内に家を構えている人が多いようですので、自宅から通うのもいいのですが、できれば校区内に借りてくださいとしております。しかし、蒲生地区は、空き家がないようです。貸家がほとんどありません。そのため、場合によっては、三船小校区あたりで借家を借りないといけないのかなというところはあります。家を借りても、県費の中から住宅手当が支給されるわけです。今、言われたように非常に古いものもあります。古いのは、昭和49年の山田小校長住宅などは取り壊すのでしょうか。

事務局 取り壊す予定でございます。

教育長 まあ、古いほうから順次解体していく予定ですが、なかなか山田小の辺りは、ありそうでないです。どこで線引きすればよいのかというの也有ります。要件を緩和したり、名称を統一したりという提案ですが、他に質疑がなければお諮りいたします。議案第5号「始良市学校教職員住宅管理規則の全部を改正する規則に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「始良市学校教職員住宅管理規則の全部を改正する規則に関する件」については、可決されました。次に、日程第5議案第6号「始良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 日程第5議案第6号「始良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」について、ご説明いたします。改正理由につきましては、外部評価委員は、教育委員会が行った1年間の事務事業の評価を行うものではありませんが、現在、委員の任期が1年で交代となっております。委員の皆様もご存じのとおり外部評価につきましては、教育委員会の業務を重点施策に沿って細かく確認し、評価していただいているところでございます。そのため、1年では、なかなか業務を把握しづらく、評価が難しい部分もございますので、任期を2年に延ばすことによって内容を理解し、より充実した評価が得られることを期待しまして、現行の規定で1年となっている委員の任期を2年とするための改正でございます。資料16頁の新旧対照表をご覧ください。委員の任期を「委嘱日の属する年度末」から変更しまして、「委嘱日の属する年度の翌年度末」と変更するものでございます。以上でございます。

教育長 今説明がございましたけれども、これから質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

まず、外部評価委員というのは、教育委員会が実施してきました様々な教育政策について、評価をしていただくことが業務になります。非常に大変な業務で、あまりやりたくない仕事です。1年ではどのように評価してよいのか戸惑いますから、2年はしていただいた方がいいのではないかとのご提案です。

ご質疑ございませんでしょうか。

お諮りいたします。議案第6号「始良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「始良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」については、可決されました。次に、日程第6議案第7号「始良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 日程第6議案第7号「始良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」について、ご説明いたします。改正理由につきましては、規則等審査委員会の委員から教育総務課管理係長を外すほか、同様の例規である始良市法令審査委員会規程の内容に合わせるよう整理を行うものでございます。この規則等審査委員会は、教育委員会にある条例・規則等の改正について協議を行う会でございます。19頁の新旧対照表をご覧ください。主な改正内容でございますが、まず1行目の表題の部分です。規則等審査委員会を規則以外の条例等も扱うことから、それらを網羅しました例規等審査委員会と改めます。次に第3条第3項におきまして、これまで事務局でもございます教育総務課管理係長が委員として入っておりましたので、管理係長を委員から外しております。20頁をお願いいたします。第7条におきまして、これまで起案した課の職員しか出席が求められない条項となっていました。新たに2項を加えまして、関係課、関係職員の出席を可能としております。第8条におきまして、会議を開く時間等余裕がない場合に、議案を紙面で回しまして承諾を求める回議を可能としておりますが、これの回す順番を定めてありました。そちらにつきまして削除しております。併せて21頁の別表第1として回覧順の表もありましたので、こちらを削除しております。現状に合わせて決裁ができる方からすぐに回覧をして、手続ができるようにしようということで、この表等を削除しているものでございます。そのほか、始良市にも法令審査委員会がありますが、その規程と比較しまして、文言や条文を加除修正したものでございます。以上、説明を終わります。

教育長 ただいま、説明がありましたけれども、何かご質疑ございませんでしょうか。この規則等審査委員会といいますのは、大事な会ですが、教育委員会は教育委員会です。独自の条例・規則があります。そこは網羅的に見張っていかなくて

はならないということです。例えば、先ほど規則などの改正を行おうとした時に、一時期専門の職員がいない時がありました。私は、人事担当課にとにかく1人は置いてくださいとお願いしました。今は継続して職員を配置しております。これはそういう意味で、この審査委員会をしっかりとしようということでの規則改正です。

ご質疑はよろしいですか。

それでは、お諮りいたします。日程第6議案第7号「始良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「始良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」については、可決されました。次に、日程第7議案第8号「加治木町教育委員会所管に係る補助金交付要綱を廃止する告示に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 日程第7議案第8号「加治木町教育委員会所管に係る補助金交付要綱を廃止する告示に関する件」について、ご説明をいたします。改正理由につきましては、この補助金交付要綱は、合併前の旧加治木町の例規が暫定例規としまして引き継がれたものであります。すでにこの補助事業もなくなっておりますので、この要綱を廃止するものでございます。25頁をお開き下さい。第2条のところに「(以下「補助事業等」という。)」のあとに「別表のとおりとする。」となっております。26頁をご覧ください。1番下の別表にあります「自治会連絡協議会補助」が、この補助事業に該当します。この補助事業につきましては、平成28年度から「自治会運営推進会議補助金」という新たな補助事業として開始されたことに伴い、この時点で暫定例規として引き継いだ当初の目的は達成しております。この補助事業が廃止された際に、関係例規の見直しがなされたようですが、本要綱は、教育部に暫定例規として残ったままになっていたようです。残った理由としましては、旧加治木町では社会教育課がこの自治会連絡協議会の所管でございましたので、教育部に要綱がございました。その後、自治会連絡協議会から校区公民館、校区コミュニティとして、市長部局へ所管が移っていく中で見直しがあった訳ですが、担当部局ではなかったということから例規の見直しの対象から漏れまして、そのまま残ってしまったということのようでございます。以上、説明を終わります。

教育長 これについて何かご質疑ございませんでしょうか。



委員                   この件だけではなく、先ほどもいろいろ修正したものもありましたが、そのような、例えば以前作ったものの中に現在にそぐわないものがあったとか、あるいは言葉に齟齬があったりとか、いろいろなことがあって修正しなければならない必要があると思うのですが、そういうのが先ほどの法令審査委員会で、そこで話し合いをすると思うのですが、そういう洗い出す作業、見つけ出す作業というのは、担当課をするのですか。それともやっぱり審査委員会に託すのでしょうか。

事務局               （教育総務課長）洗い出しの作業につきましては、特にやっているわけではありませんが、法令の係の方で、随時見ているところではあると思います。ただ、なかなか条例・規則それぞれありまして、かなりの部分でございます。ですので、今回のように何か他のものを見ている時に、見つけるとか、そういった部分でないとなかなか見つけられないものであります。専門としているわけではございませんので、なかなか見つけられないですが、今、教育総務課に専門というか、詳しいものを一人配置しております、いくつか改正のある規則等を見つけて、今回提案させていただいたということでございますので、今後もこういう部分が少しでも是正されていくように、きちんと確認をしまいたいと思っております。

教育長               条例というのは、国等の法律を受けて作られているところがあります。国の法律等が改正されたことを受けて、条例改正等を行っていきます。どの法律を受けて条例ができたかと、一つ一つ見ていかなければならないのですが、専門の職員でなければ、なかなかできないことです。市長部局には、総務課に法制文書係という専門的に見ていく部署がありますが、全てに対応していくということは難しいところがあります。県庁の場合も、そういう部署があります。相当専門的になって何年も見て行って実績は高まっています。市の職員の場合は、まだそこまでポジション的な問題もありますが、なかなかないです。

ご質疑はよろしいですか。

お諮りしたいと思います。日程第7議案第8号「加治木町教育委員会所管に係る補助金交付要綱を廃止する告示に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員                   はい。

教育長               異議なしと認めます。よって、議案第8号「加治木町教育委員会所管に係る補助金交付要綱を廃止する告示に関する件」については、可決されました。

次に、日程第8議案第9号「令和2年度始良市一般会計補正予算（第12号）（教育費）に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

（教育総務課長）はい。日程第8議案第9号「令和2年度始良市一般会計補正予算（第12号）（教育費）に関する件」について、説明いたします。今回の補正も主にコロナウイルス感染症地方創生臨時交付金に係る追加の補正予算となります。3月22日の市議会に上程するものでございます。28頁をお開き下さい。始良市全体の歳入の総括表です。今回の補正額は市全体で1億2,359万6千円、補正後の予算額が420億8,667万8千円となっております。次に29頁をお願いいたします。市全体の歳出の補正額になります。10教育費の行をご覧ください。教育費につきましては、補正額1,158万4千円の減額、補正後の予算額が28億9,531万8千円となっております。30頁をお開きください。今回、教育部では3つの事業を行います。令和2年度も残りわずかですので、繰越明許費として令和3年度に繰り越して、事業の執行を行ってまいります。34頁からが歳出の詳細となっておりますが、補正の内容につきましては、それぞれ担当課より説明をいたします。なお、35頁の中段の表に社会教育費、図書館費がございますが、これにつきましては、一般財源で予算化していたものを、財源をコロナ交付金は組替を行ったものでございます。それでは、学校教育課、保健体育課よりそれぞれ説明いたします。

（学校教育課長）それでは、学校教育課の3月追加補正予算のご説明をいたします。歳出の増額補正予算ですけれども、資料34頁をご覧ください。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の委託料としまして、教員の学習用端末を職員室に置いても使用できるように、職員室に無線LANの環境整備をするための費用835万7千円を計上しております。なお、工期が3月末を超えるため繰越予算として計上しております。同じく資料34頁の上段の学校教育活動継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、教職員の資質向上のための研修及び子どもたちの学習保障の要する費用を支援するもので1,128万7千円を計上しております。なお、この事業も繰越予算として計上いたしまして、保健体育課の新型コロナウイルス感染症対策事業と併せて、国の第3次補正予算、学校保健特別対策事業費補助金を活用いたします。34頁下段から35頁上段の小学校費・中学校費の教育振興費の集団宿泊事業及び修学旅行バス補助事業につきましては、予算残の不用額に伴う減額補正であります。以上で、学校教育課の説明を終わります。

（保健体育課長）続きまして、保健体育関係の説明を申し上げます。資料の35頁一番下の学校保健費のところを説明します。新型コロナウイルス感染

症対策事業のところでございます。今回は、国の第3次補正予算に基づいて改定されました学校保健特別対策事業費補助金を活用した予算でございます。事業内容としましては、昨年の9月教育委員会定例会で、国の第2次補正の予算で示されました学校の規模に応じた総額 3,000 万円の補正予算をいただきましたが、その時と同様のものございまして、今回はその8割であります 2,400 万円が上限とされております。それは、先程説明がありました学校教育課の予算、学校教育活動継続支援事業と併せて計上するものでございます。今回の予算では、各学校長が感染症対策としまして必要性を認めた物品、消耗品とか備品を購入するためのものございまして、小中 22 校の意向調査の結果、消耗品費を 750 万 6 千円、備品購入費を 520 万 7 千円の合計 1,271 万 3 千円を計上しております。これらの内訳としましては、まず消耗品費におきましては、液体せっけん、手指消毒用アルコール、使い捨て手袋、ペーパータオルなどの衛生用品のほか、アクリル製のパーテーション、非接触型の検温計などを計上しました。また、備品購入費におきましては、スクリーンなどの大型のつい立て類のほか、空気清浄機、サーキュレーター、扇風機などになります。この事業に必要な財源につきましては、その 1/2 を国庫補助金から、残りの 1/2 のうちのおよそ 9 割は、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を充てることといたしまして、その残りの 1 割が一般財源ということになっております。先程学校教育課の説明もありましたが、この予算につきましては繰越明許費として計上して、4 月以降、令和 3 年の早い時期に執行させていただきたいという風に考えております。以上で、説明を終わります。

教育長 繰越明許費の説明をしてください。

事務局 (教育総務課) 30 頁に「繰越明許費」とありますけれども、今回の場合で申しますと、令和 2 年度の予算として組みますけれども、事業がその年度中に完成できない場合に、「繰越明許費」として議決をいただきまして、次の年度まで持ち越して、執行していくという形をとらしていただいております。

委員 そのことについて、先程保健体育課長が「繰越明許費」については、できるだけ早い時期にとありましたが、何月までにしないといけないという区切りがあるのですか。

事務局 (保健体育課長) 区切りと言いますか、令和 3 年度に繰り越しますので、予算の性格上、令和 3 年度中に執行すればよいわけです。

委員 令和 2 年度の予算を繰り越してしまえば、令和 3 年度の予算ということにな

るわけですね。わかりました。

教育長

ただいま補正予算の説明がございましたが、国の第2次補正予算では、大規模校で200万、中規模校で150万、小規模校で100万でした。今回はその8割です。大規模校で160万、中規模校で120万、小規模校で80万です。なんでも使っていいということではありません。新型コロナウイルス感染症対策に見合うものに使うということが基本になるのです。こちらの指導としては、しっかり計画を立てて、必要なものに使うということで、何でもかんでもというわけにはいかないのです。そういうふうに指導して予算を立ててございます。

他にございませんか。

なければお諮りします。議案第9号「令和2年度始良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第9号「令和2年度始良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件」については、可決されました。

次に、日程第9事務連絡に入ります。まず、委員の皆様から何かございますか。

なければ、事務局からお願いします。

事務局

(学校教育課長) 学校教育課からご報告いたします。令和2年度の鹿児島学習定着度調査の2月3日現在の速報値ということでご報告いたします。今年1月13日、14日の2日間、鹿児島学習定着度調査が行われました。対象は小学校が5年生、中学校が1年生と2年生になります。教科は小学校が4教科、中学校が5教科ということで、県下一斉に学力調査を行った結果でございます。地区別に平均を表しておりますけれども、一番左側に県の平均がございます。そして県の平均の隣に始良市の平均を掲載しております。あとは地区別の結果ということになります。この中で、全ての学年・全ての教科で始良市は県平均を上回ったという、大変好結果がでております。ただ教科によって、県の平均の上回り方が大きかったり小さかったり、あるいは学校毎に見た場合には、県の平均を下回る学校も中にはございましたので、これらを受けて、次に5月27日に全国学力学習状況調査というのがございます。これは全国が対象でございます。小学校では6年生、中学校では3年生が対象となりますので、この鹿児島学習定着度調査をうけた小5、中2の子ども達が、今度は全国学力学習状況調査を受けるということになります。その5

月 27 日の全国学力学習状況調査に向けて、反省点を生かしながら課題に取り組んでいるところです。また、今月中には、鹿児島学習定着度調査の正式な県からの発表があるかと思しますので、4月に改めて詳細な結果を報告したいと思っております。以上でございます。

事務局

(図書館事務局長) 図書館事務局から、移動図書館車のお披露目式のご案内です。本日、お配りいたしました案内の裏の方に、新しい図書館車の写真を掲載しております。新しい図書館車につきましては、昨年の令和元年度末に宝くじ助成事業を活用することが決定したことから、令和2年度に予算を計上しまして、買い替えを行ったところです。購入金額としては1,486万8千円という金額での契約で、先月納車になっております。今までの図書館車との違いとしましては、一番大きなところでは、車いすの方々が中に入れるようにリフト付きになっていること、そのために車内は若干天井が高くなったこと、ただし全体的な車といたしましては、3t車から2t車になっておりますので、以前の車両より若干小さくコンパクトになっております。始良市の移動図書館車として、皆様に親しんでいただけるようにデザインも工夫しまして、「くすみん」をデザインしたものに変わったところです。今回、この「あいあい号」のお披露目式を3月16日に開催する予定でおります。出席者ということで教育委員の皆様を教育委員ということで記載をさせていただいているところですが、埼玉の方からの納車であったり、こちらで車検を受けたりということで、日程が急であったこととか、コロナ過でもあるということから教育長のみのお出席をお願いをしたいと考えております。日曜日においては、図書館に停車しておりますので、機会があれば見て頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

教育長

事務連絡は、以上でよろしいですか。最後に行事予定の確認をお願いします。

事務局

(教育総務課より順次説明)

教育長

ただいま、行事の説明がございましたが、委員の皆様からご質疑ございませんでしょうか。

なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。

お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等は、当局に一任していただきたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任

いただきました。以上で、令和3年第3回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦勞様でした。

全員

ありがとうございました。